

「総合型DB基金の代議員の選任のあり方」の見直し

○ 総合型DB基金(2以上の厚生年金適用事業所の事業主が共同で実施するDB基金で実施事業所間の人的関係が緊密でないもの)では、事業主が基金の実施主体であるという意識が低くなりやすく、実施事業所の事業主としての責務を果たさないなどの問題につながる懸念があることから、事業主に対し基金の運営方針決定への関与を促し、事業主の基金運営への参加意識を高めるため、総合型DB基金の代議員の選任のあり方について、以下のとおり見直しを行います。

① 選定代議員(事業主が選定する代議員)の数を事業主の数の10分の1(事業主の数が500を超える場合は50)以上とする。

② 選定の方法は全ての事業主が選定行為に携わる方法によるものとする。

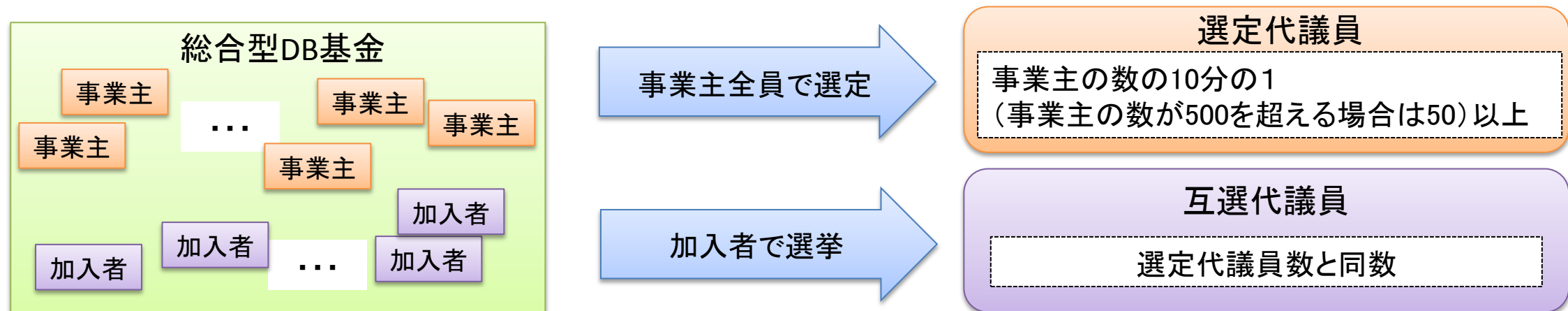
※1 ただし、母体組織等が代議員会に代わる役割を担っていると判断できる場合はこれらの規制は適用しません。

※2 上記の見直しと併せて、代議員会で審議された事項等について、代議員に選定されていない事業主も含めた全ての事業主への情報提供を適切に行うこととします。

○ そのため、選定代議員数が上記に満たない総合型DB基金においては、代議員数を見直す必要があります。

※3 平成30年10月1日以降の基金の設立時又は代議員の任期満了時の選定から適用することとしています。

※4 今回の改正に伴って規約に定める代議員数の変更を行う場合には、規約変更の届出が必要です。



新基準に適合していない総合型DB基金は、次期代議員選定までの期間に、規約の変更等の準備を行ってください。

